

## 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

大子町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社（以下「乙」という。）は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲及び乙における相互協力に関し次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法及び大子町地域防災計画に基づき、甲は町民の生命・財産の保護及び生活支援の役割を担うこと、乙は大子町内全域の電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時等において、甲及び乙の連携による防災力強化及び早期停電復旧に資する活動を行うことを目的とする。

### （連絡体制）

第2条 甲及び乙は、災害時等の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

2 甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

3 甲は、迅速かつ正確な情報を取得することを目的に、乙に対して、甲の指定する場所に乙の連絡員の派遣を要請できる。

### （災害時の情報連絡）

第3条 甲及び乙は、災害時等における電力の早期復旧を図るため、次に掲げる情報を相互に提供する。

(1) 甲が保有する町民が避難している地域、避難所、復旧を優先すべき重要施設（ライフラインの迅速な復旧が求められる病院等）等に係る情報

(2) 乙が保有する停電の発生状況、復旧見込等に係る情報

(3) 甲又は乙が保有する道路陥没、水没、土砂崩落、倒木等に係る情報及びこれらの復旧に係る情報

### （災害時の相互協力）

第4条 甲及び乙は、早期停電復旧と町民の不安解消に関し、次に掲げる事項について相互に協力する。

(1) 甲が保有し、又は情報共有する重要施設の早期停電復旧。ただし、早期停電復旧が困難な場合、甲及び乙は実態を踏まえ協議するものとする。

(2) 停電復旧の支障となる道路啓開、障害物等除去に係る甲及び乙の所有資機材等の活用。なお、甲が電線等に接触している障害物等を除去する場合は、乙に対し充停電状

態の確認を行い、乙は必要に応じて技術員の派遣を行うなど、作業の安全確保に努める。

(3) 甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

(4) 甲及び乙が所有する広報手段による町民への停電状況等の情報発信

(平時の備え)

第5条 災害時等における乙の電力設備周辺の樹木に起因した停電の発生を未然に防止するため、甲及び乙は、平時から、計画的な樹木の巡視、伐採等を相互に協力する。

2 災害時等に円滑な連携を図るため、甲及び乙は、出水期前等において、連絡体制の確認及び情報共有のための会議を開催できる。

(覚書の締結)

第6条 甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項、相互利用する施設等について、覚書の締結その他の方法により別に定めることができる。

(秘密保持)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(有効期間)

第8条 本協定は、協定締結の日から効力を生じ、甲又は乙のいずれかから協定の解除又は変更の申し出がない限り継続するものとする。

(協議)

第9条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和4年6月1日

茨城県久慈郡大子町大字大子866番地

甲 大子町長 高梨哲彦

茨城県水戸市南町2丁目6番2号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社茨城総支社  
総支社長 小川洋平